

公 経 総 7 4 号
建設省経入企発第27号
平成11年12月27日

都道府県 知事 殿

公正取引委員会事務総局経済取引局長

建設省建設経済局長

行き過ぎた地域要件の設定及び過度の分割発注について（要請）

公共工事の発注に当たり、地域要件の設定（本店又は営業所の所在地に関する事項を、入札参加資格としたり、入札招請書の指名に当たって考慮することをいいます。以下同じ。）や分割発注が広く行われています。

地域要件の設定や分割発注は、地元状況を踏まえた円滑な工事施工への期待や、地域経済の活性化、雇用の確保等の観点から行われていると考えられ、また、政府としても、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律に基づき、中小企業者の受注機会の増大のための措置を講じていただけるようお願いしているところです。

しかしながら、今般、行き過ぎた地域要件の設定や過度の分割発注により、建設業法で禁止されている一括下請負（丸投げ）を誘発・助長したとみられる事例が生じました。行き過ぎた地域要件の設定や過度の分割発注は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、建設業法等の法令違反を誘発・助長することにつながりませんので、今後このような事態が再発することのないよう、下記の点に十分留意され、遺漏のないようにご配慮願います。

なお、貴都道府県内の市町村に対しましても、この旨周知願います。

記

- 1 行き過ぎた地域要件の設定や過度の分割発注は、入札に参加するメンバーが固定化されること等を通じて入札談合を誘発・助長するおそれがあるなど、市場における競争が制限・阻害されること等につながるため、競争の確保に十分配慮すること。
- 2 地域要件を満たす建設業者（以下「地元建設業者」という。）に中に入札対象工事を適切に施行する能力がない者が含まれるような場合には、一括下請負（丸投げ）等を誘発・助長することとなりやすいので、地域要件の設定に当たっては入札対象工事の難易度、入札に招請する建設業者の施行能力等を十分勘案し、このような場合には

地域要件を設定しないか、又は緩和すること。

なお、入札対象工事の難易度のみからは地元建設業者において施行可能であるように見える場合においても、当該地元建設業者が既に他の工事を施工中である等の理由により、監理技術者等を適切に設置できない場合があるので、地域要件の設定に当たっては、発注者支援データベースの活用等により、実際に当該工事を施行できる建設業者が十分確保できるかどうかを勘案して行うこと。

- 3 施行の合理性に反する分割発注は、一括下請負（丸投げ）等を誘発・助長することになりやすいので、分割発注に当たっては、工程面等からみて分割して発注することが適切であるかどうかを十分検討して行うこと。